

## 由利本荘市行政改革推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 市の行政改革を推進し、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、由利本荘市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行政改革大綱（以下「大綱」という。）の実施事項に関すること。
- (2) 大綱及び実施計画の進行管理に関すること。
- (3) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、次の職にある者をもって充てる。

- (1) 教育長、企業管理者
- (2) 組織条例（平成17年由利本荘市条例第13号）第1条に規定する部等の長
- (3) 教育委員会教育次長、企業局長、消防本部消防長
- (4) 総合支所設置条例（平成17年由利本荘市条例第14号）第2条に規定する総合支所の長

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、必要に応じて本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (検討委員会)

第6条 本部の所掌事項の具体的な事案及び会議案件に関わる調整協議をするため、行政改革推進検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 検討委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は総務部長を、副委員長は企画財政部長をもって充てる。

4 委員は次の職にある者をもって充てる。

- (1) 組織条例（平成17年由利本荘市条例第13号）第1条に規定する部等の長
- (2) 教育委員会教育次長、企業局長、消防本部消防長
- (3) 総合支所設置条例（平成17年由利本荘市条例第14号）第2条に規定する総合支所の長

- 5 検討委員会は、委員長が必要に応じて招集する。
- 6 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

(部会)

第7条 検討委員会に、調査・研究その他専門的かつ具体的な検討作業を行うために、部会を置く。

- 2 部会の部会長は所管部局長とする。
- 3 複数の部会に係る取り組み課題に対処するために、部会を横断して専門部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 本部及び検討委員会の事務局は、行政改革推進課が主管し、総務課長、財政課長、総合政策課長で構成する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。